

## 用語解説

## 用語解説

### － あ行 －

#### [オレンジサポーター]

---

認知症の方やその家族へ見守りや話し相手などの支援を行うボランティアです。認知症サポーターがオレンジサポーター養成講座を受講するとオレンジサポーターになることができます。

### － か行 －

#### [介護家族の会]

---

要介護者を介護している者（家族）及び介護に関心のある者が、相互の親睦を図るとともに、関係機関との連携を密にし、福祉の向上を図ることを目的として運営されている会です。

#### [介護支援専門員]

---

介護支援専門員（ケアマネジャー）は介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたって、次のような役割を担っています。

- ・ 介護を必要とする人や家族の相談に応じたり、アドバイスをを行います。
- ・ 利用者の希望を聞き、相談しながら介護サービス計画を作成します。
- ・ 要介護認定の申請などの手続きを代行します。
- ・ 施設入所を希望する人に適切な施設を選びます。

#### [介護相談「ふれんど」]

---

宇部市介護家族の会が毎月第3月曜日に実施している、介護者による介護相談です。

#### [介護保険以外の施設]

---

軽費老人ホーム、生活支援ハウス 別掲

## [介護保険サービス（訪問サービス）]

---

### ○訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活の手助けを行います。

### ○訪問入浴介護

入浴が困難な寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

### ○訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行います。

### ○訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行います。

### ○居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

## [介護保険サービス（通所サービス）]

---

### ○通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（日帰り施設）などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練などが受けられます。

### ○通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設（老人保健施設）、病院、診療所などに通い、できる限り自立した日常生活を送るためのリハビリテーションを受けることができます。

## [介護保険サービス（短期入所サービス）]

---

### ○短期入所生活介護（ショートステイ）

### ○短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

家庭で療養する高齢者などが、短期間施設に宿泊しながら、介護や機能訓練を受けることができます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などを利用して、入居者と同じ生活をしながら食事、入浴、排泄など日常生活上の介護を受ける「短期入所生活介護」と、介護老人保健施設（老人保健施設）などに宿泊し、医学的な管理のもとで介護を受ける「短期入所療養介護」の2種類があります。

## [介護保険サービス（特定施設入居者生活介護）]

---

### ○特定施設入居者生活介護

県の指定を受けた有料老人ホームなどに入所している高齢者などは、施設から介護保険の介護サービス計画に基づく食事、入浴、排泄などの介助や機能訓練、療養上の世話を受けることができます。

※施設・居住系サービスです。

## [介護保険サービス（福祉用具・住宅改修サービス）]

---

### ○福祉用具貸与

### ○特定福祉用具販売

心身の機能が低下した高齢者に、車いすやベットなど日常生活の自立を助ける用具を貸与したり、入浴や排泄に用いる用具の購入費を限度額内（1年につき10万円）で支給するサービスです。

### ○住宅改修

高齢者などが住む住居の、段差を解消したり、廊下や階段に手すりをつけるといった小規模の改修に対して、限度額内（20万円・原則1回限り）でその費用が支給されるサービスです。

## [介護保険サービス（介護予防支援・居宅介護支援）]

---

### ○介護予防支援・居宅介護支援

介護予防サービスや居宅サービスなどを利用するために、ケアプランの作成などを行います。（利用者の費用負担はありません。）

## [介護保険サービス

### （地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス）]

---

### ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

身近な生活圏域において、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

### ○夜間対応型訪問介護

身近な生活圏域において、要介護者に対してできるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、夜間に定期的な巡回または随時の通報により、訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助するものです。

○認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護（デイサービス）です。

○小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせ、食事、入浴、排泄などの介助や、日常生活上の世話などのサービスを受けることができます。

○複合型サービス

身近な生活圏域において、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業所が行うサービスです。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある高齢者などが、5～9人で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。期間を限定して、短期間利用できる場合もあります。

※施設・居住系サービスです。

※予防給付はありません。

○介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで、常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。地域密着型施設サービス計画に基づく食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

※施設・居住系サービスです。

※予防給付はありません。

## 【介護保険サービス（施設サービス）】

---

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

○介護老人保健施設

病状が安定し、治療よりはリハビリや介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく、医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。

### ○介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者が入院します。介護保険の施設サービス計画に基づく、医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などを受けることができます。

※いずれも施設・居住系サービスです。

※いずれも予防給付はありません。

### ○介護療養型病床の転換

医療の必要性に応じた機能分担を推進することにより、利用者の実態に即したサービスの提供、人材の効率的な活用、医療、介護の総費用の減少を図ることを目指すものです。

平成 18 年の介護保険法改正により、介護療養型医療施設の介護療養型病床については、平成 24 年 3 月 31 日までに介護老人保健施設等に転換するなどの対応を行うことになっていましたが、平成 30 年 3 月 31 日まで転換期限が延長されています。

## [介護保険法]

---

要介護等状態になった方が、尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な給付を行うため、共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上・福祉の増進を図ることを目的とした法律です。

## [介護予防]

---

要介護状態になることをできる限り防ぎ（遅らせる）、そして要介護状態になっても、その状態を維持し悪化することをできる限り防ぐことです。

## [介護予防・生活支援サービス]

---

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、予防給付の訪問介護・通所介護のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを新しいサービスとして一体的に提供するものです。

- ・訪問型サービス：掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
- ・通所型サービス：機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
- ・その他の生活支援サービス：栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
- ・介護予防ケアマネジメント：総合事業によるサービス等が適切に提供できるためのケアマネジメント

## 【基本チェックリスト】

---

65 歳以上の人を対象に、介護予防のために、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないかを、運動、口腔、栄養、閉じこもり、もの忘れ、うつ症状等の全 25 項目について記入する質問票です。

## 【居宅介護支援事業所】

---

県の指定を受け、介護支援専門員がいる機関です。要介護認定の申請の代行や、要介護 1～5 と認定された方が介護サービスを利用するとき必ず必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。また、サービス事業者との連絡・調整なども行っています。

## 【緊急通報装置】

---

緊急通報が必要なひとり暮らしの高齢者に対し、急病などの緊急時に、ボタンを押すだけで消防本部に通報する装置です。

## 【ケアプラン】

---

要介護認定されると、介護（介護予防）サービスを利用することができますが、実際に利用を開始する前に、利用するサービスの内容を具体的に盛り込んだ介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。ケアプランは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者などに作成を依頼します。（費用負担はありません。）

## 【軽費老人ホーム】

---

家庭環境・住宅事情などの理由により、自宅での生活が困難な人が契約により入所する施設です。

## 【校区社協等】

---

住民主体の理念の基、「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を創ることを目的に地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、福祉の輪づくり運動（小地域福祉ネットワーク活動）や地域内の福祉活動の推進などを行っています。

## 【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）】

---

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。つまり、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが地域包括支援センターに求められています。

## 【高齢者の見守りネットワーク】

---

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者等の要援護者に対し、近隣住民や民生委員等多様な主体が、連携、協働して、日常的な見守りや声かけなどを行う仕組みです。

## 【高齢者保健福祉実態調査】

---

高齢者の生活実態等を把握するとともに保健福祉サービスに対するニーズ等を把握・分析することを目的に、山口県、市町、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の共同で実施する調査です。

## 【ご近所福祉活動拠点】

---

子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集え、様々な交流や活動を行う地域福祉の拠点のことです。

# － さ行 －

## 【災害時要援護者】

---

災害時に何らかの要因により援護を必要とする方のことで、一般的には次の状態にある方が想定されます。

- ・ 移動が困難な方
- ・ 医薬品や医療機器がないと生活できない方
- ・ 理解や判断ができなかったり時間がかかったりする方
- ・ 精神的に不安定になりやすい方

## 【社会福祉協議会】

---

社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国、都道府県、市区町村を単位に設置された民間社会福祉団体です。



## [主治医照会システム]

---

介護が必要な高齢者が在宅で生活する上で、主治医がいない場合に宇部市医師会の窓口を通して主治医を照会するシステムです。

## [シルバー人材センター]

---

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいた営利を目的とはしない公益、公共性の高い信頼できる団体です。

「自主・自立・共働・共助」の理念のもとに会員自らが創意と工夫により仕事を開拓し、受注した仕事を分かち合いながら組織運営を行っています。

定年退職された方や健康で働く意欲のある高齢者が、希望に応じた就業を通じて、生きがいと社会参加をすることにより経験と能力を活かし、活力のある地域社会づくりを目指しています。

## [シルバーふれあいセンター]

---

シルバーふれあいセンターは高齢者の保健・福祉、雇用・就業、学習・社会参加等に関する諸施策を総合的に推進する施設として設置されています。

館内には収容人員 300 名のホールや大小の講座室を備えています。

## [スクリーニング]

---

数の中から特定の条件に合うものを抽出するために選別することです。

## [スポーツコミッション]

---

スポーツ関係団体、健康・福祉団体、観光関係団体、民間事業者及び行政機関の組織、情報、人材をつなぐネットワークを構築し、市民の多様なニーズに対応した、スポーツ機会の拡大及び健康づくり・体力づくりを推進するとともに、スポーツによる交流人口の増加と地域活性化を推進し、「スポーツを楽しむ元気なひとの元気なまち・宇部市」の実現、「健康長寿のまちづくり」を推進するため、平成 26 年 10 月に設立した組織です。

## [生活支援ハウス]

---

家庭環境・住宅事情・経済状態などの理由により、自宅での生活が困難な方を処遇する施設です。

## [成年後見制度]

---

認知症などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

## －た行－

### 【退院情報連絡システム】

---

退院を予定しており、在宅ケアを必要とする患者等について、本人または家族の同意のもとに、医療機関から必要な情報の提供を受け、個々の患者等が退院時から適切な保健、医療、福祉サービスを受けることができるよう調整するためのシステムです。

### 【地域であんしん見守り愛ネット事業】

---

定期的に高齢者の自宅を訪ねる機会のある民間事業者や団体が、訪問先の高齢者の異変に気付いた場合や、高齢者が立ち寄る機会の多い店舗などが、認知症高齢者等の異変に気付いた場合に高齢者総合相談センターをはじめとした支援機関に連絡することで、高齢者の早期の問題発見及び必要な支援を行う事業です。

### 【地域であんぜん見守り愛ネット事業】

---

認知症による徘徊によって外出し所在不明になったり、家に戻れなくなった場合に協力事業者や関係機関などの支援を得て、早期に発見し高齢者の安全と家族への支援を行う事業です。

### 【地域包括ケア】

---

地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援することです。

### 【地域包括ケアシステム】

---

概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される包括的な支援・サービス提供体制のことです。

### 【特定健康診査】

---

各医療保険者が実施し、生活習慣病につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、早い段階で、体に起こった状態を発見し、生活習慣を改善することで病気の発症を予防しようとするものです。

## －な行－

### 【二次予防事業】

---

介護予防のための基本チェックリストの基準に該当した方を対象に、要介護・要支援状態となることを予防するために行う事業です。

### 【認知症カフェ】

---

認知症の方やその家族、地域住民や専門職等誰もが気軽に集うことができ、同じ境遇の人と悩みを共有したり、地域住民と交流を深めたりすることのできる場をいいます。

### 【認知症ケアパス】

---

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができよう、認知症の症状や進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。

### 【認知症サポーター】

---

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援する人のことをいいます。

### 【認知症初期集中支援】

---

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で、医療や適切な介護サービスを受けていない方や認知症の行動・心理症状が顕著で対応に苦慮されている方に、支援チームが訪問、その後、医師を含むチーム員会議で支援方針を決定し、医療機関への紹介やサービス提供、その症状に合わせた指導などを集中的・包括的に行うことをいいます。

### 【認知症地域支援推進員】

---

認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を持つ職種です。

### 【認知症予防プログラム】

---

認知症を発症していない高齢者を対象とした認知症予防を目的とした取り組みです。活動の自主化を目指し、グループで定期的に集まり、興味や関心に合わせた活動を行います。

---

## －は行－

### 【はつらつポイント制度】

---

健康づくりや介護支援ボランティアなどの活動に参加することで、ポイントがもらえる制度です。ポイントを貯める方法は2パターンあります。

#### ○健康づくり・介護予防型

市が指定した健康づくりに関する教室や健診等に参加するもので、40歳以上の方が対象です。

#### ○介護予防ボランティア型

指定の施設や団体で、ボランティア活動に参加するもの（1時間程度）で、65歳以上の方が対象です。

### 【BMI】

---

体重と身長の関係から算出される、ヒトの肥満度を表す体格指数です。BMI（Body Mass Index）

### 【ひとり暮らし老人実態調査】

---

ひとり暮らし高齢者の生活実態等を把握するとともに保健福祉サービスに対するニーズ等を把握・分析することを目的に、宇部市社会福祉協議会が、民生委員児童委員協議会と共同で実施する調査です。

### 【福祉委員】

---

地域住民と共に福祉のまちづくりを推進することを目的に、校区・地区社会福祉協議会、自治会長、民生児童委員等と協力して、地域の福祉ニーズ（福祉問題）の把握等の活動を行います。

## －や行－

### 【要介護認定】

---

介護（介護予防）サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。申請は高齢者総合支援課または北部総合支所市民生活課にします。申請すると、訪問調査（認定調査）及び主治医意見書に基づく一次判定と介護認定審査会による二次判定を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決まります。その結果に基づいて介護サービスを利用するようになります。

### **[養護者]**

---

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものです。

### **[養護老人ホーム]**

---

身体上、精神上の理由、経済的な理由などにより、自宅での生活が困難な人を処遇する施設です。

## **ーら行ー**

### **[レスパイトサービス]**

---

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かり、家族の負担を軽くする援助サービスのことです。

### **[老人クラブ]**

---

高齢者の社会参加により生きがいづくりや健康づくりを高め、広く老人福祉の推進に寄与することを目的とする団体です。

### **[老人福祉計画]**

---

老人福祉法第20条の8に基づき、市町村が策定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画です。

### **[老人福祉法]**

---

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とした法律です。

第6期宇部市高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）  
平成 年 月発行

【発行】宇部市

【編集】宇部市健康福祉部高齢者総合支援課

住 所：宇部市常盤町一丁目7番1号

電 話：0836-34-8395

F A X：0836-22-6026

メー ル：t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp

(<http://www.city.ube.yamaguchi.jp/index.html>)